

参考 1 環境問題への対応、少子・高齢化への対応等の21世紀の政策課題の重点的推進

－「経済財政運営の基本方針」を踏まえた農林水産省の重点7分野への対応－

「基本方針」の「7つの改革プログラム」等を踏まえ、平成14年度予算における重点的推進7分野（①循環型経済社会の構築など環境問題への対応、②少子・高齢化への対応、③地方の個性ある活性化、まちづくり、④都市の再生、⑤科学技術の振興、⑥人材育成、教育、⑦世界最先端のIT国家の実現）として以下の施策を積極的に推進した。

1 循環型経済社会の構築など環境問題への対応

（1）循環型社会の構築に向けた農業生産の推進

都市と農村の共生による循環型社会の構築を図るため、家畜排せつ物、食品廃棄物等有機性資源のリサイクル、消費者・食品産業との連携による安全でおいしい農産物の供給等による循環型社会の構築を推進した。また、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物、稲わら等の県域を超えた広域的な有効利用による地力の増進等の施策を推進した。

ア 有機性資源のリサイクルの推進

（ア） 家畜排せつ物、食品廃棄物、生ゴミ等有機性資源のたい肥化、飼料化等による循環利用の促進、消費者・食品産業との連携による安全でおいしい農産物の供給等により、循環型社会の構築を推進した。

① 家畜排せつ物、食品廃棄物、生ゴミ等有機性資源のたい肥化、飼料化、自給飼料の生産・利用拡大などによる循環利用の促進、緑肥の導入などによる土づくりにより、環境と調和のとれた農業生産の確立を図るため、耕種分野と畜産分野それぞれの環境関連対策（非公共事業）を新たに一本化する等、消費者等との連携による安全でおいしい農産物の供給等を推進した。

a 生産者、消費者、食品産業等の関係者からなる協議会の設置、資源循環処理利用促進プラン等の策定による有機性資源の適切な処理・利用を促進した。

b たい肥等の広域的・総合的な利用促進及び緑肥の導入による新たな輪作体系の確立等による土づくりの推進を行った。

c 耕畜農家・消費者等への各種情報提供による資源循環型農業の普及・啓発を行った。

d 家畜排せつ物等のたい肥化施設、メタン発酵等を利用したエネルギー利用施設等の共同利用施設、たい肥散布機械等の集団営農用機械の整備及び土壌・土層改良等小規模土地基盤の整備を行った。

② 食品廃棄物等有機性資源のリサイクルのための協議会の設置、循環利用計画の策定による再生利用等の推進、肥飼料化施設、エネルギー利用施設、コンポストマシン等の共同利用施設、たい肥散布機械等の集団営農用機械の整備を行った。

（イ） 農村地域の資源循環の核として污水处理施設、家畜排せつ物処理施設を活用し、処理水や有機性資源の循環利用を促進した。

- ① 農村地域で発生する農業副産物、家畜排せつ物、集落排水汚泥等の有機性資源をたい肥化し有効利用するリサイクル施設等を整備するとともに、家畜排せつ物の広域集中処理を推進した。
- ② 農業集落排水施設を活用し農村地域の資源循環の推進を図るため、農業集落排水汚泥等の有機性資源や処理水のリサイクル計画の策定を要件とした農業集落排水資源循環統合補助事業を創設した。
- ③ 小規模分散方式である農業集落排水施設の特性を活用した有機性資源のリサイクルを促進するための一方策として、ディスポーザー（生ゴミ破砕機）の有効性について実証調査を実施した。
- ④ 建設副産物のリサイクルを推進するため、公共事業で発生する建設残土を農地整備の基盤材等として有効利用した。
- ⑤ 間伐材を暗渠排水等の建設資材として有効利用するなど、森林資源の循環利用等を促進した。

イ 持続的な農業生産の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に即し、たい肥・緑肥等による土づくりを基本として化学肥料及び農薬の使用の低減を図るための取組及び地力の増進を図るための取組を推進した。

（ア） 持続的な農業生産の転換促進

土づくりを基本として化学肥料・農薬の使用の低減を図る農業生産方式の導入促進、地域に最も適した農業生産方式の検討及び技術の定着促進を図るため、以下の施策を講じた。

- ① 都道府県が策定した持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に即して、農業者による導入計画の策定を促進した。
- ② エコファーマーに対する金融・税制上の支援措置を講ずるとともに、技術確立実証は整備等必要な施設整備を推進した。
- ③ 持続性の高い農業生産方式の着実な定着を図るため、農業者、消費者、行政等が一体となった普及啓発活動を行った。
- ④ 地域の実情に即し、施肥に由来する硝酸性窒素等による汚染対策の確立を実施した。

（イ） 持続的畑作農業の構築

主要な畑作地域において、緑肥を組み入れた新たな輪作体系の確立と耕畜連携等によるたい肥施用を通じて環境と調和した持続的畑作農業を構築した。

ウ 畜産環境対策の推進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に即し、地域の実情に応じて、家畜排せつ物の適正な処理を図るため、たい肥化施設等の家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を推進するとともにたい肥の効率的な流通・利用を促進した。

また、畜産と耕種の連携により、家畜排せつ物の広域集中処理を推進した。

エ 環境負荷低減技術の確立

環境負荷低減に対する農業の役割・影響の把握と環境負荷低減のための総合的な農業技術の確立・実証を図るため、

- （ア） 土壌管理に係る情報のネットワーク化と活用システムの開発
- （イ） ほ場レベルにおける炭素収支や脱窒の測定手法の確立
- （ウ） 有機物や作物体の分析手法の確立、未利用資源を原料としたコンポスト等の品質測定法及び生産管理方式の確立、施用ガイドラインの策定

等により土壌・施肥管理、環境負荷低減技術の確立等を総合的に推進した。

(2) 健全な水循環系の再構築

全国に張り巡らされた約4万 km の農業水路網が水循環系を健全に保つ上で大きな役割を果たしていることにかんがみ、流域における水量や水質、自然環境を保全していくため、農業水利の果たす機能を維持・増進することにより、健全な水循環系の再構築を図る。

- (ア) 都道府県営土地改良事業により建設され、緊急的に更新整備しなければ地域の用排水機能に大きく支障を及ぼす頭首工、用排水機場、分水工等の点的施設を対象として、緊急的かつ集中的に更新整備を実施した。
- (イ) 国営造成施設の中で高度の公共性を有する施設については、国による管理や、都道府県・市町村の管理に対して助成を行った。また、農業水利施設の長寿命化を図ることにより、施設の維持管理・更新に係るライフサイクルコストを低減するため、都道府県営土地改良事業によって建設された農業水利施設について劣化の度合いの測定等施設の機能診断や、塩害や腐食等により施設が劣化することを予防するための工事を行った。
- (ウ) 農業用水から都市用水への小規模な用途間転用等を促進するため、簡易な水管理施設を整備するとともに、きめ細かな配水操作を行った。
- (エ) 非かんがい期に水量が減少し水環境が悪化する農業水路・小河川等に対して、国土交通省の協力の下、試験通水も含む実証調査を実施した。
- (オ) 特に農地からの赤土等の流出が著しく、下流の海洋等の自然環境保全を図る必要が高い地域において、赤土等の流出を防止するための沈砂施設の整備等を広域的に実施した。

(3) 自然と共生する田園環境の創造

農林水産業の構造改革を進めるとともに、都市住民にも開かれた新たな農山漁村の可能性を切り開くため、農林水産公共事業について、食料の安定供給だけでなく、循環型社会の構築や自然との共生に寄与するものへと改革し、多面的機能の十全な発揮を図った。

具体的には、市町村が新たに作成する田園環境整備のマスタープランに基づき、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業内容に転換を図った。

平成14年度以降に新規に採択される事業については、原則として、すべて「環境創造型事業」に転換することとした。また、既存事業については、再評価等の際に「環境創造型事業」への転換の可否を検討し、可能なものから転換していくこととした。

2 少子・高齢化への対応

都市部以上に進行している農山漁村の少子・高齢化に的確に対応するため、少子化対策として、農山漁村の実情に適合した少子化への取組の啓発・普及、子育て支援体制の整備と女性が活動しやすい環境づくり等を実施し、高齢者対策として、高齢者等に対する農業による心身リフレッシュの支援活動の促進、高齢者のいきがい活動の支援、高齢者活動を支援するボランティアの育成を行った。また、高齢者が安心して暮らせる社会を形成するために、高齢者等の利用が見込まれる農道、コミュニティー施設や既存施設等のバリアフリー化等を

実施した。

また、高齢者等の快適な食生活が実現されるよう、ニーズに対応した食生活関連情報の提供を実施した。

3 地方の個性ある活性化、まちづくり

(1) むらづくり維新の推進

「美しい環境に囲まれ、快適に過ごせる社会」、「地方の知恵が活力と豊かさを生み出す社会」を実現するため、市町村のイニシアティブの下、地域住民の参画を得て作成した地域全体の振興計画に沿って、同計画の中核となる農村振興基本計画の活用等を通じた関係府省との連携の下、コア事業となる「むらづくり基盤整備事業」と、ソフト施策・関連事業を一体的に実施した。

(2) 地域の力を結集した逞しい産地づくりの支援

各地域における農畜産物の生産・流通に係る課題の解決に必要な対策を総合的に実施し、地域条件に即した各地の主体的な取組による逞しい産地づくりを支援することにより、地方の個性ある活性化を推進するとともに、花きの普及啓蒙等を通じて美しい国づくり・まちづくりの実現を図った。

ア 各地域の特性を活かした農畜産振興のための総合的な施策の実施

各地域における農畜産物の生産・流通に係る課題の解決を図るため、担い手を中心とした産地体制の構築、生産者と消費者等との連携強化、畜産経営の円滑な継承、低コスト・高品質化に必要な新技術・新品種の導入、家畜改良増殖、普及活動を通じた産地における生産コストの総点検等、地域の主体的な取組による逞しい産地づくりを支援した。

イ 美しい花のまちづくり総合対策の推進

我が国の花き産業、文化の振興に資する国際園芸博覧会に政府出展するとともに、花に関する人材育成、技術開発・普及、交流活動等を行い、美しい国づくり・まちづくりを推進した。

(3) 食品産業の事業基盤の強化

食品産業が抱える諸問題に対応するため、①バイオテクノロジー分野、食品製造技術の革新のために重要なIT分野、内分泌かく乱物質等微量物質のリスクを最小限化する技術及び評価・管理する微量物質制御分野等における技術開発、②国産農産物の利用を円滑化するための、加工適性の向上、原料農産物の評価、産地判別等の共通基盤技術の開発、地域農産物を活用した高品質食品の製造技術の開発等を支援した。

(4) 食品産業と国内農業との連携強化

(ア) 食品産業と農業双方の情報交流の促進を図るための相談・連絡体制を充実した。

(イ) 地域資源を活用し需要に即した新製品開発、有機性廃棄物のたい肥化・飼料化の実証等を行った。

(ウ) 専門家等による製品の評価・改良、アンテナショップの開催等による実需者・消費者との相互理解の促進を図るとともに、販路拡大等を進めた。

(エ) 産学官連携により、新技術の共同開発を図った。

(オ) インターネットを活用した地域加工食品販売情報や原材料調達情報等の提供による新たな販路の開拓

・確立を進めた。

(カ) 地域資源の有効活用、有機性廃棄物のたい肥化等を図るモデル的加工施設の整備を行った。

(5) 地域特性を活かした個性ある産地づくり

地域の特性を活かした野菜や花き、果樹等の産地形成やブランド化を促進するため、畑作地帯において、畑地かんがい施設、農道、区画整理等の基盤整備を行い、新規作物の導入や、作物の品質向上・収量増加を図った。また、それに併せて、基盤整備を契機とした産地の形成・強化に取り組む地域の活動を支援した。

(6) 安全・安心な地域社会の形成への貢献

地域住民に対し農地防災事業の効果等を広く情報提供し、農地防災事業に関する関心・理解を深めるとともに、事業の緊急性・効率性等についての客観的な指標等の導入により事業を重点的・効率的に実施し、地域社会に貢献する広域的な農地防災事業への転換を進めた。

4 都市の再生－ヒューマンセキュリティ、ライフラインを支える緑の基盤づくり

(1) 食品リサイクル法の普及、関係者の連携の確保等の推進等

環境負荷の少ない、循環を基調とした経済社会システムを構築するため、平成 13 年 5 月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）に基づき、食品事業者等による食品廃棄物等の発生の抑制、リサイクル等の実施を促進した。

(ア) 食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量を促進するため、食品リサイクル法についての普及セミナーの開催等により、国民のリサイクル意識を高めた。

(イ) 食品リサイクル法の円滑な実施を確保するため、食品廃棄物関連事業者のリストの作成及び食品リサイクルの環境及び社会への影響に関する調査を行った。

(ウ) 地域・企業グループや、特定の品目・業種において、食品廃棄物等のリサイクルの進め方等を検討・実施し、食品リサイクルシステムの先進モデルの構築や普及・確立、マニュアル作成等を行った。

(エ) 食品廃棄物の発生抑制、再生利用を促進する技術、食品容器等に分別不要な生分解性素材を導入・実用化するための技術開発等を支援した。

(オ) PET ボトルの循環的利用システムを構築するため、清涼飲料業者における課題把握と対応策の検討を行うとともに、再生 PET ボトルの利用に関し、消費者への情報提供等を行った。

(2) 都市用水の効率的な供給による都市の再生

都市のライフラインの確保、産業活動の活性化等に資するため、農業水利施設の整備・更新を通じ、農業用水の再編による都市用水の創出を行うなど、都市用水の効率的・安定的な供給を推進した。

(3) 都市における水と緑の潤いある空間の確保

都市住民に水と緑の潤いある生活空間を提供するため、ため池や農業水路等の整備・保全を推進した。

(4) 安全・安心な都市生活の確保に資する農地防災対策

都市及びその周辺において、農業用排水施設等の整備・更新を推進することにより、農地はもとより、家屋の浸水等を未然に防止した。

5 科学技術の振興

科学技術基本計画（平成 13 年 3 月閣議決定）の重点分野であるライフサイエンス、環境等の研究開発を戦略的に展開するとともに、食料自給率向上等に向けた農業構造改革を支える研究開発の高度化を推進した。

(1) イネゲノム研究等の先端研究の展開

- (ア) イネゲノムの塩基配列の解読を加速化したことにより、国際コンソーシアムが分担して取り組んできたイネゲノム重要部分塩基配列の解読が 12 月に終了した。また、タンパク質の立体構造・相互作用解析、組換え体の大量作出等を通じた遺伝子機能の解明、イネゲノムシミュレーターの開発を実施するとともに、DNA マーカーによる効率的な新品種育成システムの開発を推進した。
- (イ) 家畜・昆虫について、遺伝地図の作成、活用等により有用遺伝子が存在する重要領域を特定し選択的に塩基配列を解読するとともに、遺伝子が生産するタンパク質の構造解析等により効率的な機能解明を行った。さらに、機能が明らかとなった遺伝子を活用した有用物質生産技術の確立を図った。
- (ウ) 先端技術の成果を迅速に社会に還元していくためには、国民の理解が不可欠であることから、国民の関心の高い遺伝子組換え技術等について、安全・安心の確保のための科学的知見の更なる集積、国民の不安や懸念に応えるための適切な情報の提供等の事業を推進した。
- (エ) 活力ある長寿社会実現に向け生活習慣病予防等に資する健全な食生活を構築するため、食品機能性の解明、安全性の評価技術の開発等、食品の機能性・安全性確保に関する総合的な研究を推進した。

(2) 循環型社会の構築を目指した環境研究の展開

- (ア) 家畜排せつ物等の適正処理及びリサイクル技術、ゼロエミッションを目指した食品廃棄物等の革新的なリサイクル技術を開発した。さらに、再生可能な作物資源由来の工業原材料を生産する技術を開発した。
- (イ) 地球温暖化に伴う農業、森林、漁業への影響評価と将来予測を行うとともに、農林業における温室効果ガスの排出削減・吸収・固定化技術を開発した。
- (ウ) 森林から沿岸域までの水循環の機構や農林水産生態系の機能を解明し、農林水産生態系を維持・向上させる技術を開発するとともに、都市を含めた流域圏環境を総合的に管理する手法を開発した。
- (エ) 農林水産業の生産現場及び生産物における内分泌かく乱物質の動態及び作用機構の解明を行うとともに、分解・無毒化技術、移行・拡散防止技術を開発した。

(3) 農林水産技術開発におけるシステム改革の推進

- (ア) 行政ニーズに的確に対応し、地域の技術シーズの活用等による現場に密着した農林水産分野の試験研

究の迅速な推進を図るため、研究課題の公募及び研究実施に当たっての産学官連携の強化により、優れた発想を活かし、先端技術等を活用した質の高い試験研究を促進する仕組みを創設した。

- (イ) 農林水産関連分野の新産業を創出しアグリビジネスの活性化を図るため、民間企業等が、大学、独立行政法人等のポテンシャルを活用して取り組む研究開発を新たに実施した。

(4) 農林水産研究基盤の充実・強化

- (ア) 産学官の連携を促進するため、遠隔地間での共同研究をネットワーク上で可能とするバーチャルラボシステム、各種技術情報の知的基盤としてのデジタルアーカイブを整備した。
- (イ) 分子・細胞レベルで得られている生物機能の情報を活用し、産学官連携及び異分野技術の融合により、革新的な生物機能の活用技術や画期的な新機能素材の開発を行った。

6 人材育成、教育

(1) 次代の農林水産業を担う人材の確保・育成対策

効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業に関する技術指導や経営定着を促進するための普及事業等を実施し、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上を図るとともに、新たに就農しようとする者に対する研修等を通じた農業技術及び経営管理手法の習得の促進、資金の融通等の施策を実施した。また、国民の農業に対する理解及び関心の醸成を図るとともに、将来の農業者の確保・育成を図る観点から、学校内外における農業体験学習の機会の充実等の施策を実施した。

ア 認定農業者等意欲と能力のある経営体の経営改善に必要な能力向上等に対する支援

- (ア) 認定農業者等の経営改善に向け、市町村に設置されている経営改善支援センターを中心として農業改良普及センター、農協、農業委員会、農地保有合理化法人の役割分担を明確化し、これらの連携強化を通じて経営の発展段階に対応した総合的な支援活動を推進した。また、その経営改善支援の総合相談窓口としての機能の強化・充実を図るため、同センターへの専任の農業経営指導者の設置を支援した。
- (イ) 認定農業者等を対象に、複式簿記の地域別講習会、実践講習会をはじめとして、簿記記帳指導推進活動を実施し、経営管理能力の向上を図った。
- (ウ) とともに、地域における経営改善支援センターと地域農業改良普及センターの連携強化等による支援体制を確立した。普及事業を通じて担い手の経営の発展段階に応じた高度できめ細かな経営・技術支援等を実施した。
- (エ) 担い手の規模拡大等に伴う労働ピークの調整、高齢化等に伴う労働力不足に対応するとともに機械の有効利用を図るため、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合コンストラクター（農作業請負組織）の育成を推進した。

イ 基盤整備と一体的な地域農業の担い手となる経営体の育成

農地の区画の拡大、汎用化等ハード面の整備と一体的に、農地の所有・利用に係る権利を意欲と能力ある経営体に集中し、経営規模の拡大を図るとともに、大型機械化体系の導入等を進め、生産性の高い地域農業の担い手となる経営体を育成するための土地利用調整活動を推進した。

ウ 経営の多角化等に必要な人材の育成

農業法人の経営の多角化、高度化、規模拡大等に伴い必要となる人材の確保の円滑化及び農業セクターにおける雇用吸収力の強化を図るため、雇用に関する情報提供及び就業促進のための支援策等を充実した。

また、消費者の畜産に対する理解を深めるため、生産現場を活用した作業体験等の取組を推進した。

エ 新規就農の促進

次代の農業経営を担う人材を育成・確保していくため、就農に関する情報提供や相談活動のほか、「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」という就農時の課題に対応し、新規学卒の農家子弟に加え、他産業からの転職、農外からの新規参入等多様化が進む意欲ある就農希望者について、個々の経歴等を生かした就農が実現できるようきめ細かな支援策を講じ、今後の農業経営、農村社会の担い手となる有能な人材の育成・確保を図った。

(2) 農業教育の振興

農林水産省及び文部科学省の連携の下、小・中学生等の農業に対する理解を深めるとともに、子どもたちの「豊かな心」をはぐくむため、学校内外における農業体験学習の機会の充実を図るとともに、青年農業者の育成に関する取組を推進した。

小・中学生等の農業に対する理解の増進に向けた取組

- (ア) 地域内及び地域間の連携による農業体験学習を推進するため、モデル市町村における農業関係機関と教育関係機関の連携の下、小・中学生等の農業体験学習の場の設定及び学習の取組を支援した。
- (イ) 都道府県や地域農業改良普及センターにおいて、農業体験学習の指導者の登録、農業体験を行う子どもたちのグループづくり、農業・農村の理解のための副読本の作成、学校教員に対する研修会の開催等を行うほか、農業体験に関する図画コンクール等の啓発活動等を行うことを支援した。
- (ウ) 農業体験学習の全国的な展開を図るため、中央段階での推進体制を整備し幅広い層に対する普及・啓発活動を実施するとともに、学習意欲の向上と農業に対する理解の向上を図るための事例発表コンクール及びシンポジウム開催を支援した。
- (エ) 小中学校が農林水産業体験学習を企画する際に必要な体験学習の受入れ者、教育環境、学習可能内容、現地指導者、教材、事前事後学習の支援内容、施設等の情報に関するデータベース及び検索プログラムを開発しWebサイトで提供した。
- (オ) 意欲ある農業の担い手の育成・確保に重要な役割を果たしている農村青少年研修教育団体において、首都圏等の都市部の小中学生等が学校内外の活動として取り組む農業体験を受け入れるために必要な施設等の整備、教員や指導者養成の研修会等を実施した。
- (カ) 子ども達の体験活動等に関する情報提供を充実するため、グリーンチャンネル等において農業に関する番組を提供するほか、全国の市郡単位程度に1カ所、簡便な情報誌の配布、電話相談等を行う「子どもセンター」を設置した。
- (キ) 農林水産省と文部科学省が連携して、地方公共団体が実施する、青少年が農家などで2週間程度の長期間、農業体験等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成した。
- (ク) 「省庁連携子ども体験型環境学習推進事業」の中の「農業体験」

子どもの豊かな人間性をはぐくむため、農林水産省と文部科学省が連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもが自ら企画して行う、農業体験等を通じた継続的な体験型環境学習を推進した。

- (ケ) 子ども達が農村の自然の遊びに親しむとともに、農業に対する理解を深めることができるよう、農林水産省と文部科学省が連携し、子ども達が豊かな遊びを体験できる農業用水路の登録、利用促進、整備等を行う「あぜ道とせせらぎ」づくりを推進した。
- (コ) 全国 44 地域を指定し、専門高校と小・中学校との連携による農林水産業教育などの推進について実践的な調査研究を実施した。
- (サ) 青少年が農業体験を通して環境の保全等について学習する機会の充実を図るための情報提供や、コーディネート等を行う支援センターの設置等の推進体制整備を進めている。

(3) 農業体験・自然とふれあいの場の構築

親水や生態系保全等自然環境の保全に配慮しつつ、ため池や農業用水路等を整備することにより、子供たちに、豊かな自然と触れ合うことのできる遊び場や農業・自然体験学習の場を提供した。

7 世界最先端の I T 国家の実現

I T (情報通信技術) は、農林水産分野において、生産・流通・経営の効率化・高度化、地域の利便性の向上、都市と農山漁村の共生・対流、資源管理の高度化等多面的に活用できる手段であり、農林水産業の構造改革や農山漁村の新たな可能性の創造等に有用である。

このため、農山漁村地域における情報通信基盤の整備、I T 指導人材の育成、電子商取引の推進、生産・経営に必要な農業情報の電子的提供、地理情報システム (G I S) の整備等を推進した。また、食品流通分野において、I T を活用し、ビジネスモデルの開発・実証、バーコード等による生産・製造・流通情報等の提供・活用を促進した。

さらに、行政の情報化を図るため、申請・届出等手続のオンライン化、動物検疫検査手続電算処理システムの高度化、国民との双方向の情報交流システムの整備、直轄事業における電子入札の導入に向けたシステムの整備等を推進した。

参考2. 食料・農業・農村政策日誌

(平成14年4月～平成15年3月)

平成14年

- 4月2日(火) ・ BSE 問題に関する調査検討委員会報告書が取りまとめられ、過去の行政対応上の問題点につき厳しい指摘。
- 4月5日(金) ・ 「食品安全行政に関する関係閣僚会議」第1回開催。
・ 「米の安全性確保に関する懇談会」設置・第1回会合。
- 4月11日(木) ・ 『食』と『農』の再生プラン」公表。消費者に軸足を移した農林水産行政の改革を打ち出す。
- 4月17日(水) ・ 「消費者等との定例懇談会」第1回開催。(消費者サイドに軸足を移した農林水産行政を進めるため、消費者等と農林水産省との懇談会を開催)
- 4月24日(水) ・ 丸紅畜産による外国産鶏肉の国産偽装表示に対し、公正取引委員会より排除命令。
- 4月26日(金) ・ 全農チキンフーズ株式会社及び鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社による外国産鶏肉の国産偽装表示等不当表示に対し、公正取引委員会より排除命令。
- 4月29日(月) ・ 武部農林水産大臣訪欧。ムーアWTO事務局長、ハービンソン
～5月5日(日) WTO農業委員会特別会合議長等と会談。
- 5月14日(火) ・ モニタリング検査実施により中国産冷凍ほうれんそうから、生鮮ほうれんそうの成分規格を超えるクロルピリホス残留が報告(4件)されたことから、輸入者に対して、輸入届出毎のクロルピリホスの検査を実施するとともに、中国政府に対して、農薬の残留防止対策が適切にとられていないほうれんそう及びその加工品を我が国に輸出しないよう要請。
- 5月17日(金) ・ 食料・農業・農村白書公表
- 5月22日(水) ・ 「農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化助成法等の一部を改正する法律案」「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案」成立。
- 5月24日(金) ・ 農林水産省と環境省の連携により「美しい自然と景観」の維持・創造を目指した調査を開始。(自然環境再生整備構想検討調査と田んぼの生きもの調査を実施)
- 5月31日(金) ・ 「野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案」成立。
- 6月3日(月) ・ WTO紛争解決機関特別会合(DSB)において、米国産りんごの火傷病に係る我が国植物検疫措置に関するパネル設置が決定。

平成 14 年

- 6 月 7 日(金) ・「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）の一部を改正する法律案」成立。品質表示基準違反の公表を迅速化し、罰則を強化（個人：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金、法人：1 億円以下の罰金）。
- ・「牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法案」成立。
- ・「食品の表示制度に関する懇談会」設置・第 1 回会合。
- ・「野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律」施行。
- 6 月 11 日(火) ・食品安全行政に関する関係閣僚会議「今後の食品安全行政のあり方について」取りまとめ。食品安全委員会の設置、食品安全基本法の制定等を打ち出す。
- 6 月 14 日(金) ・第 4 回非貿易的関心事項に関する閣僚会議。EU・韓国等 54 ヶ国が参加し、WTO 農業交渉において非貿易的関心事項は適切に配慮されるべき重要な要素であるとの共通認識を確認。武部農林水産大臣が議長として会議を開催。
- 6 月 19 日(水) ・官腰農林水産大臣政務官が率いる「バイオマス・ニッポン総合戦略策定プロジェクトチーム」を農林水産省内に設置。
- 6 月 20 日(木) ・「農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会（アドバイザーグループ）」設置・第 1 回会合。
- 6 月 25 日(火) ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002(第 2 骨太)」閣議決定。「食」の安全・安心体制の確立と流通改革の推進」「多様な農業経営の展開による産業としての農業の再構築」「農林水産資源の活用に向けたバイオマス戦略等の推進」「構造改革特区の導入」等を打ち出す。
- 6 月 27 日(木) ・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会（アドバイザーグループ）」設置・第 1 回会合。
- 6 月 28 日(金) ・「食」と「農」の再生プラン工程表公表。
- ・「生産調整に関する研究会」（平成 14 年 1 月 18 日(金)より月 1, 2 回程度開催）「米政策の総合的検証と対応方向」（米政策の再構築に向けた中間取りまとめ）公表。
- 7 月 1 日(月) ・「農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等一部を改正する法律」「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」施行
- 7 月 2 日(火) ・「食品流通の効率化等に関する研究会」設置・第 1 回会合。
- 7 月 4 日(木) ・「牛海綿状脳症対策特別措置法」「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律」施行

- 7月 9日(火) ・ 武部農林水産大臣、ラミー欧州委員会貿易担当委員と会談。
・ 第1回「食を考える国民フォーラム」開催。
- 7月10日(水) ・ 中国産冷凍ほうれんそうの輸入者に対して輸入の自粛を指導。
- 7月25日(木) ・ 「米の安全性確保に関する懇談会」中間取りまとめ公表。
- 7月26日(金) ・ 五カ国農相会議。日本、米国、EU、カナダ及び豪州の農業担当
～27日(土) 大臣が一堂に会し、WTO 農業交渉を含めた農政に関する各国の懸
案に関し、幅広く意見交換を行った。武部農林水産大臣が議長と
して会議を主宰。
- 7月29日(月) ・ 「米の表示等についての検討会」第1回開催。
- 7月30日(火) ・ 無登録農薬（ダイホルタン及びプリクトラン）を販売していた2
業者を農薬取締法違反及び毒物及び劇物取締法違反の容疑で逮捕。
（その後の調査により多数の県において無登録農薬が流通してい
る実態が判明）
- 7月31日(水) ・ 「食品衛生法の一部を改正する法律」成立。輸入品であるか国産
品であるかを問わず、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生を
防止するため特に必要があると認めるときは、特定の国若しくは
地域において製造等がなされ、又は特定の者により製造等がなさ
れた特定の食品等について、検査を要せずに販売、輸入等を禁止
できる仕組みを創設。
- 8月15日(木) ・ 「農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会
（アドバイザーグループ）」論点整理公表。
- 8月19日(月) ・ 「普及事業の在り方に関する検討会」設置・第1回会合。
- 8月20日(火) ・ 「食品の表示制度に関する懇談会」中間取りまとめ公表。
・ 『「e-むらづくり計画」アドバイザー・グループ』設置・第1
回会合。
- 8月27日(火) ・ 「農協系統組織との定期懇談会」第1回開催。
- 8月30日(金) ・ 遠藤農林水産副大臣を本部長とした「農林水産省動植物検疫・農
薬問題等食品安全性対策本部」を設置。
・ 平成15年度農林水産予算概算要求を財務省へ提出
- 9月 6日(金) ・ 「食品衛生法の一部を改正する法律」施行。
- 9月27日(金) ・ 有識者により農業の構造改革に向けた農協改革の方向等を議論す
る「農協のあり方についての研究会」発足・第1回会合。
- 9月30日(月) ・ 大島農林水産大臣就任。
・ 「食肉流通問題調査検討委員会」第1回会合。
- 10月 8日(金) ・ 第6回「米の表示等についての検討会」開催・取りまとめ公表。

平成 14 年

- 10 月 11 日(金) ・第 2 回 A S E A N + 3 農林大臣会合 (A M A F + 3) 開催。大島農林水産大臣出席。本会合において、東アジア地域における米備蓄システムの形成に向けたパイロット・プロジェクトの実施を合意。
- 10 月 15 日(火) ・大島農林水産大臣、スパチャイ WTO 事務局長及びハービンソン WTO 農業委員会特別会合議長と会談。
- 10 月 16 日(水) ・大島農林水産大臣、フィシュラー EU 農業・漁業委員及びラミー EU 貿易委員と会談。
- 10 月 17 日(水) ・「生産調整に関する研究会」再開。
- 10 月 21 日(月) ・米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置に関する WTO パネル
～ 22 日(火) の第 1 回会合がジュネーブの WTO 本部で開催。
- 10 月 28 日(月) ・「農業委員会に関する懇談会」設置・第 1 回会合。
- 11 月 13 日(水) ・WTO モダリティ日本提案公表。「農業の多面的機能、食料安全保障等の非貿易的関心事項の適切な反映」「関税の削減約束は単純平均で X % の削減を行う」「アクセス機会については、品目毎の柔軟性の確保を図る」等の内容を盛り込む。
- 11 月 18 日(月) ・日メキシコ経済連携強化のための協定交渉開始。
・北村農林水産副大臣を本部長とした「農林水産省食の安全・安心のための政策推進本部」を設置。 (「動植物検疫・農薬問題等食品安全性対策本部」及び「食品表示制度対策本部」を発展的に統合
- 11 月 19 日(火) ・毎年 1 月を「食を考える月間」に設定。
- 11 月 27 日(水) ・「独立行政法人農畜産業振興機構法」「独立行政法人農業者年金基金法」「独立行政法人農林漁業信用基金法」「独立行政法人農業研究機構法の一部を改正する法律」が成立。
- 11 月 29 日(金) ・生産調整研究会「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」取りまとめ。
・農作物等に含まれるカドミウムの実態調査結果を FAO/WHO 合同食品添加物専門家会合 (JECFA) へ提出。
- 12 月 2 日(月) ・農産物等に含まれるカドミウムの実態調査結果を公表。
- 12 月 3 日(火) ・米政策改革大綱決定。「『米づくりの本来あるべき姿』の平成 22 年度までの実現」「平成 20 年度からは農業者・農業者団体が主役となる需給調整を国と連携して構築」等を打ち出す。
- 12 月 4 日(水) ・「農薬取締法の一部を改正する法律」成立。

平成 14 年

- 12 月 11 日 (水) ・「食品の表示に関する共同会議」設置・第 1 回会合。(食品衛生法に関する審議会(調査会)及び J A S 法に関する調査会(小委員会)を共同で開催し、食品の表示に関する基準全般について調査審議)
- ・「構造改革特別区域法」「農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が成立。
- 12 月 12 日 (木) ・米政策改革大綱に係る全国説明会を実施。
併せて 13 日～ 20 日にかけて全国 8 ブロックで現地説明会(米政策改革キャラバン)を実施。
- 12 月 13 日 (金) ・国営中海土地改良事業における宍道湖・中海の淡水化中止を決定
- 12 月 18 日 (水) ・ハービンソン W T O 農業委員会特別会合議長が概観ペーパーを提示。「関税引下げ方式として、スイス・フォーミュラと UR 方式の双方に幅広い支持が存在。」「多くの加盟国は、アクセス数量の拡大が市場アクセス改善に不可欠と主張。」等言及。
- ・小泉首相により、イネゲノム重要部分塩基配列解読終了宣言。
- 12 月 20 日 (金) ・平成 14 年度農林水産補正予算概算決定。
- 12 月 24 日 (火) ・平成 15 年度農林水産予算概算決定。
- 12 月 27 日 (金) ・バイオマス・ニッポン総合戦略閣議決定。

平成 15 年

- 1 月 8 日 (水) ・大島農林水産大臣、ヴェネマン米国農務長官及びアーミテージ米
国国務副長官と会談。
- 1 月 9 日 (木) ・大島農林水産大臣、ゼーリック米国通商代表及びボドマン米国商
務副長官と会談。
- 1 月 13 (月) ・米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置に関する W T O パネル
14 (火) 16 (木) の第 2 回会合がジュネーブの W T O 本部で開催。
- 1 月 16 日 (木) ・全国農業協同組合連合会が製造・販売した茶製品の違法表示(八
女茶に関するもの)に関連して農業協同組合法に基づき、業務の
一部停止命令及び業務改善命令を発出。
- 1 月 30 日 (木) ・平成 14 年度農林水産補正予算成立。

平成 15 年

- 2 月 7 日(金) ・「食品安全基本法案」「食品衛生法等の一部を改正する法律案」「健康増進法の一部を改正する法律案」「農林水産省設置法の一部を改正する法律案」「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」「食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定、国会提出。
- 2 月 21 日(金) ・「種苗法の一部を改正する法律案」「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」「農業災害補償法の一部を改正する法律案」の閣議決定、国会提出
- 3 月 7 日(金) ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定、国会提出
- 3 月 10 日(月) ・「農薬取締法の一部を改正する法律」施行
- 3 月 21 日(金) ・FAO と共催で、「水と食と農」大臣会議を開催。

参考3 平成14年度中に開催した審議会等

審議会等の名称	検討内容	開催期間 (事務局省庁)	報告書		議事録の HP掲載
			有無	HP掲載	
食料・農業・農村政策審議会	食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項について調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○ (答申)	×	○
食料・農業・農村政策審議会 企画部会	食料・農業・農村基本計画の策定及び変更並びに推進に関するものを調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
食料・農業・農村政策審議会 施策部会	14年度の食料・農業・農村の動向を踏まえ、15年度の講じようとする食料・農業・農村施策について調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
食料・農業・農村政策審議会 統計部会	農林水産統計情報の体系整備 平成15年産水稻10a当たり平年収量の諮問	継続的に審議 (農林水産省)	○ (答申)	×	○
食料・農業・農村政策審議会 統計部会 体系整備 小委員会	農林水産統計情報の体系整備	平成14年5月～ (農林水産省)	無	—	○
食料・農業・農村政策審議会 統計部会 農作物平 年収量小委員会	平成15年産水稻10a当たり平年収量の諮問の審議	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会	食料需給予測部会における検討状況、卸売市場競争力強化検討委員会中間報告等について報告	継続的に審議 (農林水産省)	○ (答申)	×	○
食料・農業・農村政策審議会 総合食料分科会 食 料需給予測部会	「平成14年度食料需給見通し」及び「平成15年度食糧需給見通し」の作成の基本的考え方等を検討	継続的に審議 (農林水産省)	有	○	○ (議事概要)
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会	農業生産の振興に関する施策に係るものを調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 果樹部 会	平成14年産うんしゅうみかん及びりんご適正生産出荷見通しについて	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	×
食料・農業・農村政策審議会 生産分科会 畜産物 価格等部会	平成15年度の指定食肉の安定価格、加工原料乳の補給金単価等について調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○ (答申)	○(予定)	○(予定)
食料・農業・農村政策審議会 経営分科会	農作物共済の共済掛金標準率の算定方式について 園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式について 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準、薬価の算定方法及び収載する医薬品について	継続的に審議 (農林水産省)	○ (答申)	×	○ (議事概要)
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会	農村振興に関する施策に係るものを調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○

審議会等の名称	検討内容	開催期間 (事務局省庁)	報告書		議事録の HP掲載
			有無	HP掲載	
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会	国際かんがい排水委員会に関する事項及びかんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 企画小委員会	農業農村整備の推進に関する基本事項を調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	有	○	○
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 技術小委員会	土地改良事業計画設計基準及び土地改良施設管理基準の制改定並びに農業農村整備事業の実施に必要な技術的課題に関する事項を調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	有	○	○
食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会 農業農村整備部会 国際小委員会	国際かんがい排水委員会に関する事項及び農業農村整備分野の国際協力の推進に関する事項を調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
食料・農業・農村政策審議会 主要食糧分科会	主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲料品の安定供給の確保に関する施策に係るものを調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	○ (答申)	○	○
BSE問題に関する調査検討委員会	BSEに関する行政対応上の問題を検証し、今後の畜産・食品衛生行政のあり方について調査検討	平成13年11月～平成14年4月 (農林水産省) (厚生労働省)	有	○	○
食肉流通問題調査検討委員会	牛肉在庫保管・処分事業に係る偽装事件や食肉の表示違反事件の要因・背景を踏まえた食肉業界・行政の問題点及び国民の信頼回復のための今後の対応方向を検討	平成14年9月～ (農林水産省)	有(予定)	○(予定)	○
牛肉在庫保管・処分事業の補助対象外となった業者名の公表に係る第三者検討会	牛肉在庫保管・処分事業の補助対象外となった業者名の公表に係る検討	平成14年7～8月 (農林水産省)	有	○	—
牛肉在庫保管・処分事業に係る判定委員会	牛肉在庫保管・処分事業の補助対象外となった業者名の公表の是非	平成14年10月～ (農林水産省)	有	○	○ (議事概要)
食品の表示制度に関する懇談会	今後の食品表示制度のあり方等について、	平成14年6月～ (厚生労働省) (農林水産省)	有	○	○
食品の表示に関する共同会議(農林物資規格調査会表示小委員会と薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会の共同開催)	食品衛生法及びJAS法に共通する食品の表示基準全般について調査審議	平成14年12月～ (厚生労働省) (農林水産省)	無	—	○
消費者等との定例懇談会	食と農の再生プラン、無登録農薬、食の安全と安心のための政策等について消費者等と意見交換を実施	継続的に開催 (農林水産省)	無	—	○

審議会等の名称	検討内容	開催期間 (事務局省庁)	報告書		議事録の HP掲載
			有無	HP掲載	
米の表示等についての検討会	表示・検査制度に対する消費者の信頼回復を図るため、その見直しの方向について検討	平成14年7月～10月 (農林水産省)	有	○	○
米の安全性確保に関する懇談会	米の安全性確保・確認を図るために今後取り組むべき課題を検討	平成14年4月～7月 (農林水産省)	有	×	—
遺伝子組換え農作物等の環境リスク管理に関する懇談会	バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に整合的な遺伝子組換え農作物等の環境リスク管理のあり方について	平成13年11月～平成14年11月 (農林水産省)	有	○	○
生産調整に関する研究会	生産調整の今後のあり方、流通制度との関連、関連施策のあり方等について幅広く検討	平成14年1月～ (農林水産省)	有	○	○
経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会	農地制度をめぐる諸問題について専門的、制度的な見地から論点整理を行う	平成14年6月～11月 (農林水産省)	有	×	○
食品流通の効率化等に関する研究会	食品の流通構造の改革を促進するため、卸売市場流通のあり方、生鮮食品等の商流及び物流の効率化・高度化のための関連施策について、検討	平成14年7月～ (農林水産省)	無	—	○
卸売市場競争力強化総合検討委員会	卸売市場ワーキンググループにおいて取りまとめられた検討項目についての総合的な検討	平成13年10月～平成14年5月 (農林水産省)	有	○	○
農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会(アドバイザーグループ)	農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築を検討するにあたり、各課題に対する専門的、制度論的見地からの整理を行う。	平成14年6月～8月 (農林水産省)	無	—	○
農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る市町村長等との意見交換会	農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築を検討するにあたり、市町村長等からの意見を聴取。	平成14年10月～11月 (農林水産省)	無	—	○
「e-むらづくり計画」アドバイザーグループ	農山漁村の特色に応じ、ITを活用した効率的な農林漁業の振興、農山漁村の活性化、都市と農山漁村の共生・対流等を一体的に推進する「e-むらづくり計画」を策定するために、有権者、実務者からの意見聴取	平成14年8月～ (農林水産省)	有	○	○ (議事概要)
農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会	より一層効率性の高い事業展開を図っていくための方策等の検討	継続的に審議 (農林水産省)	有	○	○ (議事概要)
バイオマス・ニッポン総合戦略策定アドバイザーグループ	バイオマスの総合的な利活用に関する国家戦略を策定するにあたり、民間・有識者等から意見を聴取	平成14年7月～12月 (農林水産省)	無	—	○ (議事概要)
農業資材審議会 機械化分科会 基本方針部会 委員懇談会	21世紀型農業機械等緊急開発促進事業の評価等の検討	平成14年5月 (農林水産省)	無	—	○ (評価結果)
農業資材審議会 機械化分科会検査部会	平成15年度において型式検査を行う農機具の種類の検討	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○

審議会等の名称	検討内容	開催期間 (事務局省庁)	報告書		議事録の HP掲載
			有無	HP掲載	
農業資材審議会 飼料分 科会	飼料安全法に基づく省令の改正等に関する審議	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
農業資材審議会 農業分 科会	農業の公定規格の設定、検査方法の決定等に係る意見の聴取	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○ (議事概要)
農業生産資材問題検討会	農業生産資材の流通、利用段階における資材費低減に向けた方策等の検討	平成14年7月 (農林水産省)	無	—	×
農林物資規格調査会	JAS法の表示項目、表示方法等について調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
飼料問題懇談会	今後の飼料政策の展開方向に関する審議等	継続的に審議 (農林水産省)	有	○	○
中山間地域等総合対策検討会	中山間地域等直接支払制度及び中山間地域等総合振興対策に係る意見の聴取	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○ (議事概要)
担い手農家懇談会(農協 問題)	農協改革に対する担い手農家の率直な意見を直接聞くため開催	平成14年6月 (農林水産省)	無	—	○
農協系統の事業・組織に 関する検討会	農協改革2法の制定後の農協系統による農協改革の進捗状況をフォローアップのため開催	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
農協系統組織とのトップ懇 談会(第1回は、農協系統 組織との定期懇談会と呼 称)	「食」と「農」の再生プラン工程表に沿って、農林水産省幹部と農協系統のトップとの定期的な率直な意見交換を通じた改革の促進を目的として設置 第2回以降、その時々々の農政の課題について意見交換を行う場に拡大	平成14年8月～ (農林水産省)	無	—	○
農協のあり方についての 研究会	8月30日の経済財政諮問会議での農林水産大臣の表明に沿って、農協改革に農業者のみならず、消費者、経済界等国民各層の声を反映させるための場として設置	平成14年9月～平 成15年3月 (農林水産省)	有	○	○
農業委員会に関する懇談 会	農業委員会系統組織に関する活動、組織等について検討	平成14年10月～ 平成15年3月(予 定) (農林水産省)	有(予定)	○(予定)	○
普及事業の在り方に関す る検討会	今後の普及事業の重点化・効率化の方向等について検討	平成14年8月～平 成15年3月(予定) (農林水産省)	有(予定)	○(予定)	○ (議事概要)
育成者権侵害対策研究会	育成者権侵害対策の具体的改善策について検討	平成14年9月～11 月 (農林水産省)	○	○(予定)	○ (議事概要)

審議会等の名称	検討内容	開催期間 (事務局省庁)	報告書		議事録の HP掲載
			有無	HP掲載	
農林業センサス等研究会	農林業経営及び農山村地域の実態を的確に捉えるため、農林業センサス、農業経営統計の調査体系の整備について検討	平成14年10月～ (農林水産省)	無	—	○
農業災害補償制度検討会	農作物共済の課題と対応方向	平成14年5月～11月 (農林水産省)	有	○	○
指定野菜需給見通し検討会議	指定野菜の需給及び供給の見通しをたてるにあたり、学識経験者等から意見を聴取	平成15年2月～ (農林水産省)			○ (議事概要)
IT戦略に係る第三者委員会	ITの活用による農林水産業・食品産業や農山漁村の健全な発展を図る観点から、農林水産分野のIT戦略、農林水産省が行う情報化関連事業等について、IT専門家等の第三者の意見を聴取	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
農林水産省政策評価会及び各局庁専門部会	政策評価手法の検討、評価の計画、実施の状況、政策への反映、その他政策評価の推進上必要な事項の検討	継続的に審議 (農林水産省)	無	—	○
独立行政法人評価委員会及び農業分科会、農業技術分科会	農林水産省所管独立行政法人の評価等について調査審議	継続的に審議 (農林水産省)	有	○	○

注) 審議会等の順番については、はじめに食料・農業・農村政策審議会関係の各部会を、その下に、特集、本文Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの記述順に関係すると思われる審議会を並べた。